

救急車の利用法について考える

看護学科准教授 鈴木玲子

日本では、救急車の利用は行政サービスとして位置づけられ、自治体の消防機関がその運用を行っています。急な病気やけがの際には、119番に電話連絡して救急車を要請できることはよく知られています。しかし近年では、緊急な状態ではないのに救急車を要請したり、費用が無料ということでタクシー代わりに利用されるなど、適切な利用がされていないことで救急医療体制に問題が生じていることをご存知でしょうか。

東京消防庁では平均現場到着目標時間を5分に設定していますが、この時間の意味は、心肺停止後（心臓や呼吸の動きが停止すること）5分以内に適切な処置が行われると25%の割合で蘇生が可能であることを示します。しかし東京消防庁の調査では、平均現場到着時間が、昭和60年に4.4分だったのが、平成14年には6分にまで遅延したと報告されています。また平成17年時点での全国平均現場到着時間は約6.5分となっています。同じく平成17年のデータでは救急車で搬送された人の約52%は軽傷者という結果もあります。救急医療の現場では、速やかな処置が重要であり、救急車の遅延は救命率低下につながるとして問題視しています。

そのため、最近「救急搬送トリアージ」という考え方が広がっています。それは、傷病者に対する緊急度、重症度を評価し、消防救急による搬送要否を含め、評価結果に応じた搬送体制を提供することを意味しています。これにより、本当に救急車が必要な緊急性の高い傷病者に利用できる方法というわけです。

埼玉県の場合は「埼玉県県民健康センター」において、救急医療情報端末装置を設置した医療機関から応需情報を収集し、県民からの電話での問い合わせに対し、近くの診療可能な医療機関（歯科除く）を知らせるサービスを行っています。受診したい診療科目と地域を告げると、希望の地域に近い医療機関の「名称・所在地・電話番号」を知らせてくれますので、案内された医療機関を受診される場合は、必ず事前にその医療機関に電話で連絡し、受入れの了承を得てから受診することになります。

県民案内電話番号 048-824-4199(24時間対応可)

- ・救急車を呼ぶほどではないが、緊急に受診が必要なとき
- ・かかりつけのお医者さんがいなくて、どこで診てもらえばよいか分からないとき
- ・休日、祝日、夜間などに、どこの医療機関で診てもらえばよいか分からないとき

最後に、市民が救急車を要請する場合には、どのようなことに留意したらよいか整理してみます。

- 1) 症状が軽く、「交通手段がない」、「どこの病院に行けばよいか不明」といった場合は、民間の患者等搬送業者や病院情報提供サービス等を活用する。
- 2) 定期的な通院などにおいて、タクシー代わりに救急車を常用することは控える。
- 3) 救急車以外に搬送手段がなく、緊急に医療機関などに搬送しなければならない場合は、迷わずすぐに救急車を要請する。

引用文献

- 1) 本当に救急車が必要ですか？～救急車・適正利用についてのお願い～
<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg1359.html>
- 2) 政府広報オンライン
<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200709/2.html>
- 3) 「消防に関する世論調査」産経新聞平成 16 年 2 月 29 日版
- 4) 東京都報道発表資料 [2004 年 7 月掲載] 第 2 章 救急事業のバランスシ - ト
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2004/07/70e7r405.htm>
- 5) 東京都報道発表資料 [2004 年 7 月掲載] 第 3 章 救急事業と今後の課題
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2004/07/70e7r406.htm>
- 6) 埼玉県・救急医療情報システムについて
http://www.saitama.med.or.jp/center/emergence_system.html